

固定資産税に係る特例措置(わがまち特例等)について

「地域決定型地方税制特例措置(通称:わがまち特例)」により、課税標準の特例を受けられます。わがまち特例の対象となる資産と課税標準の特例割合は次のとおりです。

	対象となるもの	根拠法令	取得時期、条件等	期間	特例割合	
1	家庭的保育事業の用に直接供する家屋及び償却資産	法第349条の3第28項	—	無	1/2	
2	居宅訪問型保育事業の用に直接供する家屋及び償却資産	法第349条の3第29項	—	無	1/2	
3	事業所内保育事業の用に直接供する家屋及び償却資産	法第349条の3第30項	—	無	1/2	
4	水質汚濁防止法に規定する汚水又は廃液処理施設	法附則第15条第2項第1号	令和4年4月1日～ 令和6年3月31日	無	1/2	
5	津波防災地域づくりに関する法律に規定する津波対策の用に供する償却資産	法附則第15条第21項	平成28年4月1日～ 令和6年3月31日	4年	1/2	
6	太陽光を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備	1,000kw未満	法附則第15条第25項第1号イ	令和2年4月1日～ 令和6年3月31日	3年	2/3
		1,000kw以上	法附則第15条第25項第2号イ	令和2年4月1日～ 令和6年3月31日	3年	3/4
7	風力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備	20kw未満	法附則第15条第25項第2号ロ	令和2年4月1日～ 令和6年3月31日	3年	3/4
		20kw以上	法附則第15条第25項第1号ロ	令和2年4月1日～ 令和6年3月31日	3年	2/3
8	水力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備	5,000kw未満	法附則第15条第25項第3号イ	令和2年4月1日～ 令和6年3月31日	3年	1/2
		5,000kw以上	法附則第15条第25項第1号ハ	令和2年4月1日～ 令和6年3月31日	3年	2/3
9	地熱を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備	1,000kw未満	法附則第15条第25項第1号ニ	令和2年4月1日～ 令和6年3月31日	3年	2/3
		1,000kw以上	法附則第15条第25項第3号ロ	令和2年4月1日～ 令和6年3月31日	3年	1/2
10	バイオマスを電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備	10,000kw未満	法附則第15条第25項第3号ハ	令和2年4月1日～ 令和6年3月31日	3年	1/2
		10,000kw以上 20,000kw未満	法附則第15条第25項第1号ホ	令和2年4月1日～ 令和6年3月31日	3年	2/3
11	企業主導型保育事業の用に供する固定資産	法附則第15条第32項	平成29年4月1日～ 令和6年3月31日	5年	1/2	
12	中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定する認定最先端設備等導入計画に従って取得した先端設備等並びに構築物	旧法附則第64条	令和3年4月1日～ 令和5年3月31日	3年	0～1/2	
13	新築されたサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅	法附則第15条の8第2項	平成27年4月1日～ 令和7年3月31日	5年	2/3※	
14	長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンション	法附則第15条の9の3第1項	令和5年4月1日から 令和7年3月31日まで に大規模修繕工事が 完了していること	1年	1/3※	
(※) 13及び14は、税額の軽減割合です。						

申告方法

1～12の場合は、償却資産申告書の備考欄及び種類別明細書(増加資産・全資産用)の対象資産の摘要欄に特例と記入し提出してください。13及び14については、事前に税務課へご相談ください。

なお、申告書の他に書類の添付が必要になる場合がありますので詳しくは税務課までお問い合わせください。

中小事業者等が新規取得した先端設備(機械装置等)等に係る課税標準の特例について

中小事業者等が、町から認定を受けた先端設備等導入計画に基づき新規取得した一定の設備について、固定資産税(償却資産)の特例措置を講じます。

1. 対象者

中小事業者等とは

- ・資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人
- ・資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人

ただし、次の法人は資本金が1億円以下でも中小事業者とはなりません。

- ・同一の大規模法人(資本金もしくは出資金の額が1億円超の法人又は資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人、資本金又は出資金の額が5億円以上である法人との間当該法人による完全支配関係がある法人等)から2分の1以上の出資を受ける法人
- ・2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

2. 対象設備

対象の償却資産	最低取得価額	取得期間
機械装置	160万円以上	令和5年4月1日から令和7年3月31日まで
工具	30万円以上	
器具備品	30万円以上	
建物附属設備	60万円以上	

3. 取得時期及び特例率

新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年間、課税標準を2分の1とします。ただし、賃上げ方針を従業員に表明した場合は、課税標準を3分の1とし、より有利な特例割合を適用します。

賃上げの表明	設備の取得時期	適用期間	特例割合
なし	令和5年4月1日から令和7年3月31日	3年間	2分の1
あり	令和5年4月1日から令和6年3月31日	5年間	3分の1
	令和6年4月1日から令和7年3月31日	4年間	3分の1

4. 根拠法令

地方税法附則第15条第45項

申告に必要な書類等につきましては、税務課までお問い合わせください。